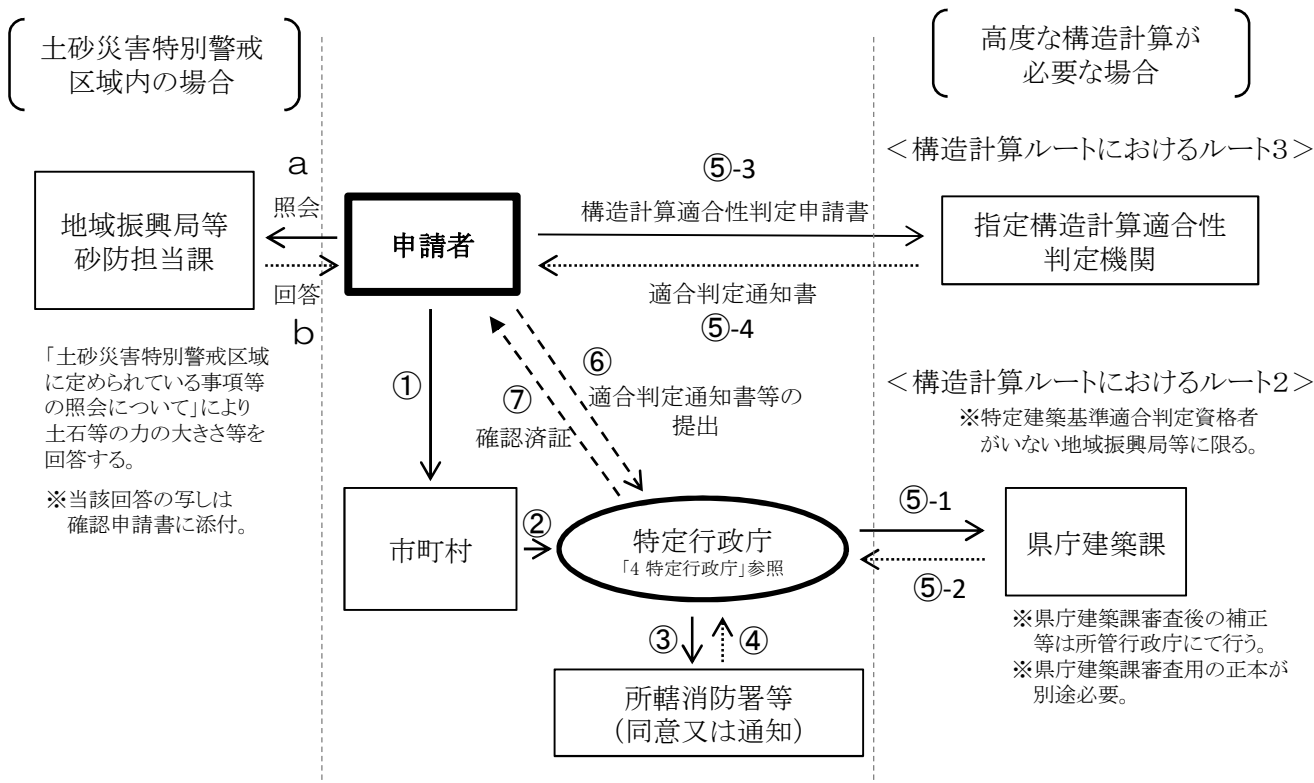


# 鹿児島県が扱う申請のフローについて

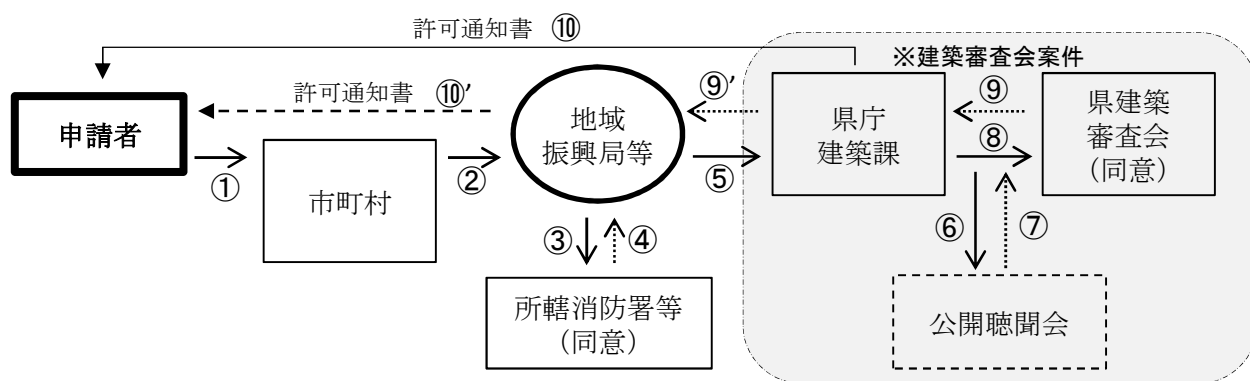
<凡例>    →    申請書の流れ    .....>    回答, 同意の流れ    --▶    通知書, 確認済証の流れ

## 1 建築確認申請

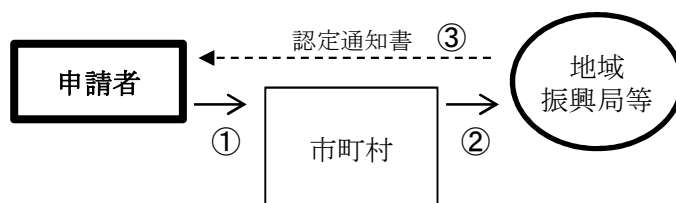


- (注)1 土砂災害特別警戒区域内の場合、市町村への提出前に砂防担当課へ照会を行ってください。
- 2 適合判定通知書等(適合判定通知書の写し, 修正図面及び追加説明書等)は審査期間の末日の3日前までに建築主事へ提出する必要があります。
- 3 消防同意については, 地理的要因により特定行政庁への提出前に, 所轄消防署を経由する場合があります。(以下同じ)

## 2 建築許可申請(法第43条第2項第2号, 第44条, 第48条, 第55条等)



## 3 建築認定申請(法第43条第2項第1号等)



## 4 特定行政庁(所管する申請等)

### ①鹿 児 島 県

(I)県庁建築課：建築許可申請（地域振興局等許可分を除く）

※申請は，市町村及び地域振興局等を経由する。

(II)地域振興局等：②及び③を除く建築物の建築確認申請等

（各地域振興局，  
各支庁，伊佐市駐在，  
屋久島事務所，  
徳之島事務所）

②及び③を除く工作物の建築確認申請等

②及び③を除く昇降機の建築確認申請等

②鹿 児 島 市：鹿児島市内全ての建築物，工作物及び昇降機の建築確認申請等

③限定特定行政庁：建築物（令第148条第1項第1号）の確認申請等

（鹿屋市，薩摩川内市，  
霧島市）

工作物（令第148条第1項第2号）の確認申請等

(参考) 鹿屋市，薩摩川内市及び霧島市における確認申請及び完了検査の区分

種別	用途	構造	面積等	限定特定行政庁	地域振興局等
建築物	特殊建築物※1	全て	当該用途の床面積	200㎡以下	200㎡超
	上記以外	木造	階数	2以下	3以上
			延べ面積	500㎡以下	500㎡超
			高さ	13m以下	13m超
			軒の高さ	9m以下	9m超
		非木造	階数	1	2以上
			延べ面積	200㎡以下	200㎡超
工作物	煙突		高さ	6m超10m以下※2	10m超
	広告塔，広告板等		高さ	4m超10m以下※2	10m超
	擁壁		高さ	2m超3m以下※2	3m超

※1 別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物

※2 単独で築造する場合，又は限定特定行政庁が審査を行う建築物の敷地内に築造する場合に限る。

## 5 その他

- ・掲載しているフロー図以外の申請等については，特定行政庁へ問い合わせてください。
- ・浄化槽設置届等については，「浄化槽に係る手続等について」を参照してください。
- ・鹿児島市，限定特定行政庁及び民間指定確認検査機関への確認申請の申込み等については各機関へ問い合わせてください。